令和2年

第5回教育委員会会議報告第2号

秋田県教育委員会

報告第2号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和31年秋田県教育委員会規則第10号)第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和2年3月16日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいと まがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求め るものである。 報告第2号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和31年秋田県教育委員会規則第10号)第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係 議案に対する意見について専決処分する。

令和2年3月6日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和2年3月5日付け財-292により次の議案について意見を求められたが、原 案のとおり同意する。

1 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

財 —— 292 令和2年3月5日

秋田県教育委員会 教育長 米 田 進 様

秋田県知事 佐 竹 敬



意見の聴取について (照会)

令和2年秋田県議会第1回定例会(2月議会)に次の議案を提出する予定ですので、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を聴取し ます。

1 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

担 当:総務部財政課

予算第三班 伊藤

電 話:018-860-1105



議案第百二十号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。 号)」に改める。

附則第四項中「(平成二十九年秋田県条例第二十五号)」を「(令和二年秋田県条例第

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年三月九日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

由

由である。

現下の経済状況に鑑み、教育長の退職手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

する。	から当該算出した額に百分の十を乗じて得た額を減じて得た額と項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額例の施行の日を含む任期に係るものに限り、第四条及び附則第二	の施行の際現に教育長の職に例の一部を改正する条例(令	4 教育長の退職手当の額は、教育長の給与及び旅費等に関する条1~3 略	附則	新
する。	から当該算出した額に百分の十を乗じて得た額を減じて得た額と項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額例の施行の日を含む任期に係るものに限り、第四条及び附則第二	の職にある者に支給が例(平成二十九年秋日	4 教育長の退職手当の額は、教育長の給与及び旅費等に関する条1~3 略	附則	旧.

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

現下の経済状況に鑑み、教育長の退職手当について一定の割合に相当する額を 減ずる特例措置を講ずる必要がある。

2 改正内容

教育長の現在の任期に係る退職手当について、100分の10に相当する額を 減ずることとする。(附則第4項関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

令和2年

第5回 教 育 委 員 会 会 議 議案第11号

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和三十一年秋田県教育委員会規則第十号)秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則を、入田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則案

の一部を次のように改正する。

六 第一条第八号の個人情報の取扱いに関すること。	五 第一条第七号の行政文書の公開に関すること。 四 略	人事に関すること(賞罰に関するものを除く。)。 付職員、配偶者同行休業任期付職員、臨時及び非常勤の職員の	委員会事務局及び学校その他の教育機関の育児休を除く。)。	職員の人事及び給与の基本方針に関するもの並びに賞罰に関す常勤の職員を除く。)の人事に関すること(任免に関するもの、	偶者同行休業に関する条例(平成二十六年秋田県条例第八十九れる職員(以下「育児休業任期付職員」という。)、職員の配条第一項又は第十八条第一項の規定により任期を定めて採用さ	務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六二 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員(地方公	一 略 する。 する。	改正後
て管理している個人情報の取扱いに係るものを除く。)。 六 第一条第八号の個人情報の取扱いに関すること(学校におい管理している行政文書の公開に係るものを除く。)。	五 第一条第七号の行政文書の公開に関すること (学校において四 略	人事に関すること(賞罰に関するものを除く。)。 臨時及び非常勤の職員の	三 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の るものを除く。)。	職員の人事及び給与の基本方針に関するもの並びに賞罰に関す常勤の職員を除く。)の人事に関すること(任免に関するもの、		二教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員(一 略する。する。第三条 次に掲げる事項については、教育長が専決処理するものと第三条 次に掲げる事項については、教育長が専決処理するものと(教育長の専決処理)	改正前

3 2 理させることができるものとする。教育長は別に定めるところにより、 前条第一項の規定は、 前項第三号、 略 第五号及び第六号に掲げる事項の一 前二項の専決処理について準用する。 教育次長以下の職員に専決処 部について、 2 七 前条第一 略 項の規定は、 前項の専決処理について準用する。

この規則は、 令和二年三月十六日提出の規則は、令和二年四月一日から施行する。

理

由

秋田県教育委員会教育長 米 田

進

規定の整理をする必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年秋田県条例第八十九号)第七 配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年秋田県条例第八十九号)第七条第一項の規定による任期を定めた採用を行うに当たり、所要の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項又は第十八条第一項の規定による任期を定めた採用及び職員 (平成二十六年秋田県条例第八十九号) 第七条第一項の規定による任期を定めた採用を行うに当たり、

- 2 -

議案第11号 参考資料

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の 一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は第18条第1項の規定による任期を定めた採用及び職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年秋田県条例第89号)第7条第1項の規定による任期を定めた採用を行うに当たり、所要の規定の整理をする必要がある。

2 改正内容

- (1) 育児休業任期付採用及び配偶者同行休業任期付採用を行うための権限を、教育長の専決処理事項とする。(第3条第1項関係)
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとする。